

國學院大學學術情報リポジトリ

元禄期のタバコ流通に見る松本城下町問屋と農村

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野池, 優太, NOIKE, Yuta メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000978 |

元禄期のタバコ流通に見る松本城下町問屋と農村

野池 優太

要旨

従来、近世商業は農民的流通と領主的流通の対立という平面的な対立構造の中に解消されて理解されてきた。しかし流通の本質が生産活動と消費活動とを結ぶものである以上、商業が両者を取り結びつついかなる市場を形成したか、歴史的展開が追われねばならない。本稿では元禄期の松本城下町のタバコ問屋麻岡屋の商業について、その経営帳簿の分析を通じて周辺農村との売買構造を明らかにした。

タバコは藩による課税・流通統制を受けず、純粹に農民の生活を再生産させる機能を果たす作物として松本地域にあって元禄期以降もつとも一般に栽培された換金作物であった。城下町問屋の麻岡屋は仕入問屋と荷受問屋の二つの集荷機能を持ちつつも、周辺農村に対しては荷受問屋として集荷を行っており、農村から城下町へのタバコの出荷は全く農民荷主の主体的な生業として行われていたのであった。

従って麻岡屋は集荷の安定を図る必要から農民荷主に対して貸付業を行っていたが、ここでは荷主を編成するような前貸は行われず、かわりに生活物資の掛売を行っていた点に特質を見出せる。麻岡屋は、農民荷主が行うタバコの出荷、換金、そして非自給物資の購入という一連の経済活動に対応することで集荷を安定させていたのであった。

以上から城下町問屋麻岡屋は周辺農民の生産と消費を結ぶ拠点として元禄期に商業を確立させたとみられるのであり、松本城下町が周辺農民の経済活動の場として機能していく過程で重要な役割を果たしたといえる。

【キーワード】近世松本 タバコ 近世前期の商品作物 荷受問屋 城下町商業

はじめに

本論は、元禄期の信濃国松本城下町問屋の商業について、周辺農民の経済活動を視野に入れつつその特質を明らかにするものである。

今回検討対象とする元禄期の松本城下町の問屋商業を周辺農民との売買構造の中で検討したものとしては中井信彦、大石慎三郎両氏の研究を挙げることができる。中井氏は問屋茶屋伊右衛門の大福帳の検討を通じて、茶屋の特質を領主の経済活動に応じた問屋ではなく農民の経済活動に応じた問屋として明確に位置づけた。⁽¹⁾一方大石氏は茶屋の事例に加えて同じ松本城下町の問屋麻岡屋の元禄期の集荷帳簿である『麻岡屋九左衛門万荷物請取帳』を分析して、藩領域経済圏において領内・領外の物資が城下町に集中的に集荷されるという流通構造の具体的な姿を示す事例として両問屋の商業を位置づけた。⁽²⁾

松本藩は近世初期の段階で領地の境に番所を設置して藩領を自立した経済圏として編成したのであり、ここでは領内産の麻の流通統制と年貢米の徴収を中心とした領主の経済活動が城下町へと集中されることで兵農分離制に基づく農村（生産拠点）と城下町（流通拠点）という機能分離はより強固なものとされた。⁽³⁾以上の研究ではそのような領主の経済活動の外で行われた農民の経済活動も城下町へと集中していた事実が明らかとされたのであり、ここにおいて松本城下町商業は領内流通の頂点としての位置づけを得たのである。このことは、中部山岳地帯の信州松本領が城下町を介してしてこの時期に形成されつつあった全国的な流通網に位置付けられていく過程を示すものとして理解することができるだろう。

しかし松本城下町問屋と領内農村をむすぶ流通の在り方は具体像に不明な点が多く、それは以下の問題と密接にか

かわっているものと思われる。

元禄期には農民の生産力が拡大して、いわゆる農民的流通が形成を見たことは周知の事実である。この農民の流通は古島敏雄氏の研究以来、幕藩領主が支配構造の中で形成してきた領主的流通とは本質的に対立関係にあるとの位置づけを得てその展開過程が考察されてきたのであり、近世前半には幕藩制社会の基盤たる小農経営の自立を果たす必要不可欠な因子として幕藩制に適応しつつも、後半に至って独自に拡大を遂げて領主的な流通を後退させて幕藩制社会を変質させていく過程が伊藤好一氏の在方市の研究、林玲子氏の江戸問屋の研究などの成果として明らかとされたのであった。⁽⁵⁾近年では原直史氏や多和田雅保氏による特定地域の流通構造を精緻に分析した成果が蓄積されつつあるものの、⁽⁶⁾流通史研究の一つの前提として近世商業は領主的流通と農民的流通の対立の中に位置づけを得てきたのである。

たしかに商業のはたらきを領主的流通の形成・後退と新たな農民的流通の実働者として位置づけることは可能であり、また必要なことでもある。しかし近年渡辺尚志氏が信濃国諏訪郡の農民の経営帳簿を分析して明らかとしたように、流通の本質が人びとの生産活動と消費活動を結ぶものである以上、⁽⁷⁾直ちに彼らをそのような流通における平面的な対立構造の問題の中のみ解消してしまうわけにはいかないものと思われる。商業が人びとの生産から消費といった生活の再生産にたいしてどのように対応したかを具体的に確認することで、一定の地域にどのような市場が形成・展開されたかを明らかにする作業が必要であろう。⁽⁸⁾

本論は右の問題意識に基づきつつ、元禄期の信州松本城下町のタバコ問屋の商業の確立と商業内容を周辺農村とのかかわりの中で明らかにすることを目的としている。なお、本論で述べる松本地域とは基本的には大石氏の成果を踏まえて松本藩領を指すものの、実態としてはその境界領域を含んでいる。この時期の松本地域では養蚕のほか麻や

漆が商業的作物として栽培され、中でもタバコは最も主要な換金作物としての位置を占めていた。⁽⁹⁾ 本論がタバコ流通を取り上げたのもそのような理由からである。

第一章 松本地域におけるタバコ栽培の広がり

一 松本地域におけるタバコ栽培

松本地域におけるタバコ栽培は慶長年間に上生坂村照明寺の住職二五世良憲が諸国修行の際に肥前国長崎から種子を持ち帰ったのが嚆矢とされており、上下生坂村での栽培が最古とされている。⁽¹⁰⁾ 慶安四（一六五二）年の検地帳によれば、上生坂村では田方五町八畝五歩、畑方七八町二反一畝一〇歩のうちタバコ畑は九町一畝三步であって耕作者は七三軒中五三軒、また下生坂村では田方二町四反二畝一五歩、畑方四七町七反一步でタバコ畑は三町九反八畝二五歩であって耕作者は四四人のうち三〇人となっているのであり、慶安期の生坂においてはわずかながらも一般的にタバコが栽培されていた様子を看取できる。この時期には後述のとおり幕府や藩から喫煙や栽培の禁令がたびたび出されているためか他村でのタバコの栽培が確認されない⁽¹¹⁾のであり、生坂では特別にタバコの栽培が許可されていたものと考えられている。⁽¹²⁾

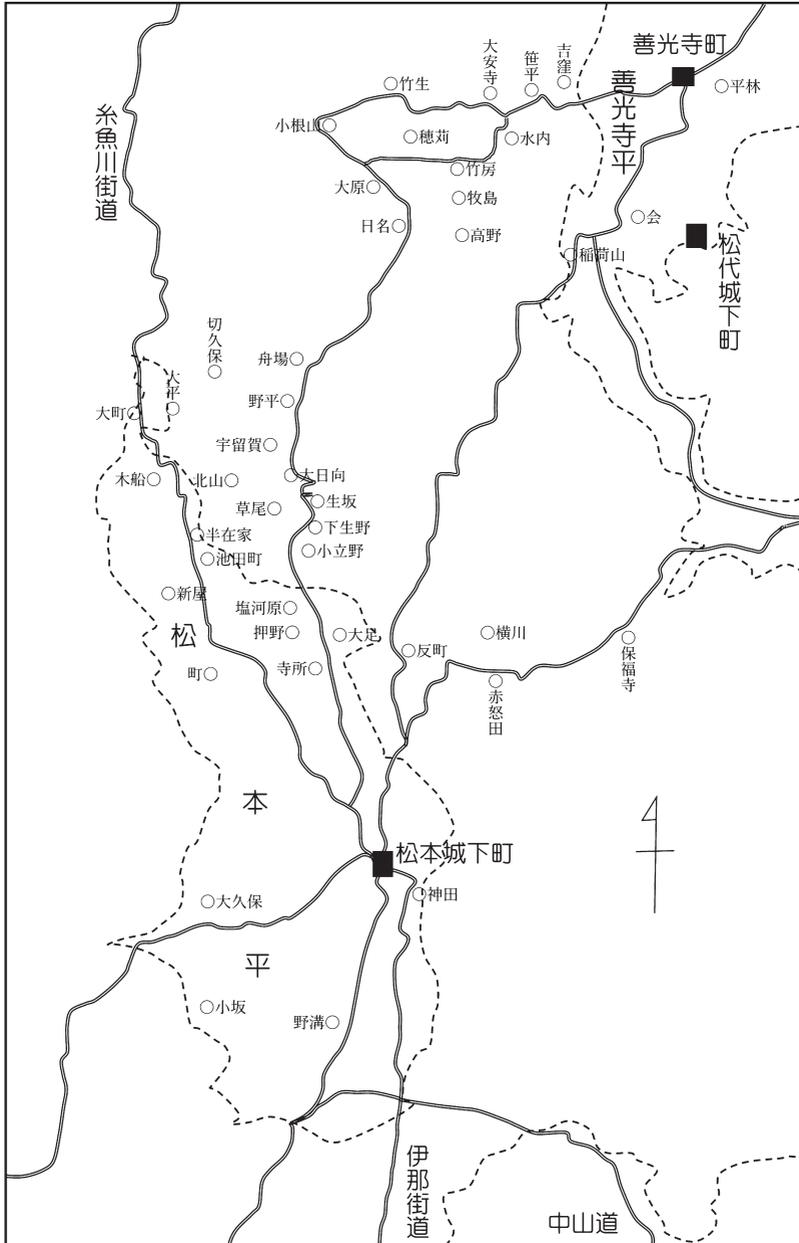
その後タバコの栽培は局地的な広がりを見せたよう⁽¹³⁾で、貞享期の松本城下町問屋のタバコ集荷を検討した中井信彦氏によれば、この時期のタバコ荷主の分布はもっぱら生坂地域周辺の犀川流域の山間部の村々に固まっており、貞享期には生坂を中心とした山間部に栽培地が確立していたものとみることができる。元禄期になると下生坂村では耕作者が村内六五軒中五〇人もの農民が占めるとともに惣畑の半分がタバコ畑に占められるようになっていた事実が明ら

かとされており、⁽¹⁴⁾ 生坂では多量のタバコの栽培が村内の農民によって一般的に行われるようになっていたといえるだろう。

このように生坂を中心とした犀川流域の山間部でのタバコ栽培が確立する一方で、おおむね元禄期になると松本地域の平野部の村々でもタバコの栽培が開始されたものとみられる。筑摩郡赤木村では元禄期にタバコの栽培が開始されたとされ、⁽¹⁵⁾ また松本藩領の庄内組一五か村でも元禄期にはタバコの栽培が確認されるようになる。⁽¹⁶⁾ さらに安曇郡池田町村では正徳三（一七一三）年の相導寺の書留帳の中にタバコ販売の収入が確認されるようになった。⁽¹⁷⁾ 近世には生坂を中心とする犀川流域の山間部で栽培されるタバコを「山葉」、松本平を中心に栽培されるタバコを「里葉」と区別して呼称していたが、⁽¹⁸⁾ 右の史料は断片的ではあるものの犀川流域の山間部以外の、平野部の村々でも次第にタバコの栽培が行われるようになっていた事実を示すものとみることができらう。

【図1】は、松本城下町のタバコ問屋である麻岡屋が元禄七（一六九四）年一〇月から同九（一六九六）年正月までの商品集荷を記録した『麻岡屋九左衛門万荷物請取帳』（以下『荷物請取帳』と表記）から、タバコの荷主の居住村について分布を示したものである（行論の都合から麻岡屋の検討はのちに詳述する）。荷主の居住村は安曇郡、筑摩郡を主体としており、⁽¹⁹⁾ ここからは犀川流域に限定して行われていたタバコ栽培が松本平でも開始されたことを裏付けることができることに加えて、タバコが松本地域一帯へと面的な広がりをもって栽培されていた様子を看取することができるだろう。

なお、松本領では近世初期の段階からタバコの栽培や喫煙が禁止されており、慶長一九（一六一四）年、寛永一七（一六四〇）年、寛文八（一六六八）年、元禄一五（一七〇二）年にタバコの栽培と喫煙に関する禁令が出されているが、⁽²⁰⁾ これらの禁令の存在自体がむしろ右に見たような松本地域でのタバコ栽培の広まりの事実を示すものであり、



【図1】『荷物請取帳』に見えるタバコ荷主居住村の分布

元禄期以後禁令が出されていないことからはおおむね元禄期に松本地域におけるタバコの栽培が確立していったものとみることができるであろう。その後宝暦一三（一七六三）年には松本城下町から他領へと移出された中馬荷物約二五〇〇駄のうちタバコ荷は約七〇〇〇駄を数えており、⁽²¹⁾ 移出品の第一位を占めて一つの産地を形成するに至るのであった。

二 農民荷主のタバコ出荷

農村で栽培されたタバコはどのようにして城下町へと出荷が行われたのであろうか。前述した『荷物請取帳』から確認したい。

【史料1】

塩河原 伝次郎殿分

(元禄七年)
戊十月十六日

一生坂三駄 預り

【史料1】は『荷物請取帳』から、麻岡屋が周辺農村からタバコを集荷した際の記載例を示したものである。ここで麻岡屋は元禄七（一六九四）年一〇月一六日に安曇郡塩川原村の伝次郎が自分馬で付出してきた生坂タバコを三駄集荷している。生産地の農村が独自に問屋を結成して城下町を経由しない独自の販売ルートを確立するのはおおむね一九世紀に入ってからであり、元禄期の段階では【史料1】に見られるように農民個人が荷主となって城下町へと出

【表1】 農民タバコ荷主の出荷回数別階層

| 出荷回数 | 人数 | 扱商品 |
|--------|-----|--|
| 20回以上～ | 12人 | ○タバコ○生坂タバコ○平のしタバコ○小杉紙○紙荷○えり葉○大豆○小豆○小荷○苧●井上タバコ●立茶●伊勢茶●木綿●繰綿 |
| 10～20 | 15 | ○タバコ○生坂タバコ○平のしタバコ○大豆 |
| 1～10 | 102 | ○タバコ○生坂タバコ○平のしタバコ○小杉紙○大豆○小荷 |

註1、『麻岡屋九左衛門万荷物請取帳』から、麻岡屋へタバコを出荷した農民を抽出して作成した。

2、表中の○は麻岡屋へ出荷した商品を、●は麻岡屋から購入した商品を指す。

荷を行い換金するのが一般的であったとみられる。

【表1】は、『荷物請取帳』に記録される右のような荷主について、麻岡屋へタバコを出荷した荷主を抽出してその出荷回数ごとに階層化したものである。とくに取引について記号で示し、農民荷主が松本城下町の麻岡屋へ出荷した商品については○、また農民荷主が麻岡屋から購入した商品については●で示した。

(一) 二〇回以上の出荷を行う荷主の階層

麻岡屋への出荷商品を見てみると、この階層の荷主は多量のタバコのほかに紙類やえり葉、大豆、小豆、苧などの多様な商品を麻岡屋へ出荷している。とくに紙は生産について特殊な技術と専門の道具を必要とすることから、この地域一帯では経済力のある村内の上層農民が大きくかわることで生産・出荷された商品であった。⁽²³⁾ さらにこの階層は麻岡屋への出荷の帰荷物として東海地方産の茶や綿類、伊勢の茶、北信濃の井上タバコなどの遠隔地の商品を購入していることが特徴である。これらは「駄」単位で購入されているため自家消費ではなく彼らの商業用の物資と考えられ、事実北信濃の善光寺町へと売り払われていて彼らの商人的な色彩を見出せる。

(二) 一回以上二〇回未満の出荷を行う荷主の階層

この階層は多量のタバコに加えて地元の産物である生坂タバコや大豆などを中心に麻岡屋へ出荷しているが、帰荷物として麻岡屋からは何も購入していない。出荷回数は多く比較的経済力を持ちつつも、(一)の階層のように遠隔地との取引を行う商人的な色彩は持たず、地元の生産物を中心に麻岡屋へと出荷した階層であったとみられる。

(三) 一回以上二〇回未満の出荷を行う荷主の階層

この階層は出荷回数が少なく、一人当たりの商品扱い量の零細さを指摘できる。取扱商品は紙荷や小荷がみられるものの、タバコ出荷を中心としている。取扱量の零細さからはほかの農民からの買い集めは少なかったものとみられ、「手作」の語が帳簿上でみられることから出荷したタバコは自家生産分が中心であったとみられる。

以上のような農民荷主のタバコ出荷における経済的な格差の存在は、この地域のタバコ栽培の広がりの特徴を示すものと考えられる。中井信彦氏によれば、貞享年間におけるこの地域の農民のタバコ出荷は運送手段としての自分馬を所有する村落の共同体的規制の上に立つ上層農民が、運送手段を有しないその他の農民から多量のタバコを買い集めて、自身の手馬での出商によって城下町まで出荷したものであった。²⁴しかしながら、時期が下った元禄期の麻岡屋の集荷記録である『荷物請取帳』からは、農民荷主が城下町へタバコを出荷する方法について次の二つの方法を見出せるようになる。

【史料2】

平林 与五右衛門殿分

(元禄八年二月)
同廿一日

一 拾箇 預り申候

三月十三日ニ仕切置申候

【史料3】

の平 与左衛門殿分

(元禄八年二月)
廿七日

一 六駄 うけ取

馬方 小立ノ 甚平

同日

一 壹貫三百五十文 たちん

すなわち、【史料2】に見られるように、商品を麻岡屋まで運んできた馬方名や運送料金の記載がなく、荷主が自
分馬で麻岡屋まで商品を出商してきた場合（この場合、基本的に『荷物請取帳』には「預り」と記載される）と、
【史料3】に見られるように、麻岡屋まで商品運んできた馬方名と運送料金が記載されており、荷主に運送を委託
された在郷の馬方が麻岡屋まで商品運んできた場合（この場合、基本的に『荷物請取帳』には「うけ取」と記載さ

れる)、この二つの運送方法である。⁽²⁵⁾ここからは元禄期になると従来のように自分馬で城下町までタバコを出荷する農民荷主に加えて、新たに専業の馬方に運送を委託して城下町まで出荷を行う農民荷主が出現したことが理解される。⁽²⁶⁾

そこで麻岡屋にタバコを出荷した(一)、(二)、(三)の各階層において、旧来的な手馬による出荷を行った荷主の人数を確認してみると、次のような結果を得ることができる。

- (一) 一二人中、六人(五〇パーセント)
- (二) 一五人中、一〇人(六七パーセント)
- (三) 一〇二人中、一七人(一四パーセント)

全体としては旧来的な自分馬での城下町への出荷いが後退して運送を専業の馬方へ委託する傾向が見て取れるが、とりわけ出荷規模の小さな(三)の階層において自分馬による出荷いが少なく専業馬方への依存は顕著である。このことは、それまで運送手段としての自分馬を所有する村落上層農民による買集めに頼るしか生産物の販売を行ない得なかった小経営農民が、専業の馬方の出現によって村落上層農民を介さずとも城下町へと直接出荷できるようになった状況を示すものとみることができる。麻岡屋の集荷帳簿である『荷物請取帳』では、小口のタバコしか出荷してこない農民荷主からの集荷も、大口のタバコを出荷してくる農民荷主と同様の記載方法で一筆ずつ丁寧に集荷記録がなされているのであり、このことから自立し始めた小規模経営農民が直接城下町へとかかわって出荷を行えるようになった事実を示しているといえるだろう。栽培の面的な広がり、このような動向を内に含みつつ進行したものとみ

ることができぬ。

三 タバコ栽培の意味

それでは、松本地域の農民にとってタバコの栽培はどのような意味を持ったのであろうか。

【史料4】（傍線部筆者）

古種吉
一 糞作ル法

種を蒔合折々手入をして一日も早く植べシ、地拵ハ随分く念入土くれヲくたき、一尺二一本宛念ヲ入植て、①糞水折々掛る也、糞水ハ粉糠よしき、右二色を久敷朽らかし、薄くして根へ掛る事三度、せうちうの糠をこまかにして、青焼之灰ニ合せ二度、猶又灰を水糞ニ入て掛る吉

一 欠時節ハ葉之黄色ニ成実之入たる時、天氣ヲ見て欠也、二三日つけてやかて縄ニ而あみ、日向ニつるべシ、②間遠けれハ大葉ニ成悪シ、八寸又者一尺置ニ一本植、葉数十五六掛、葉十六枚一把、六尺之内ニ送り七株凡六把、一坪ニ付拾八把、但シ式斤

一 壹反之畑ニ六百斤

一 壹両ニ付六十斤ニ売時ハ拾両ニ成、

一 糞はさのみ糞水沢山ニせずしても、早く植て実之能入てにかき葉黄色に成、葉むきよけれハ高直也、

一 田壹坪ニ付糞壹升三合取、代三分

一 畑壹坪ニ付糞壹斤、大麦一升取、代五分計、田方合畑ハ坪数多故、畑を出情シテ作レハ徳ヲ得ル也、

【史料4】は松本地域の北部を占める安曇郡の大町村栗林家の『農業時候記』からタバコの栽培に関する箇所を抜き出したものである。⁽²⁷⁾ この史料はやや時代が下った寛政一二（一八〇〇）年のものであるが、一部の記述を除いて元禄期のタバコ栽培の一般的な在り方を示すと思われるため内容を確認しておきたい。ここではタバコ栽培における留意点が述べられており、とくに施肥と植え付けを中心として注意が払われている。

まずは傍線部①の施肥について確認すると、「糞水」すなわち肥料としては「粉糠」、「せうちうの糠」（焼酎の糠）、「青焼之灰」（草木を焼いた灰）の三つを混ぜるのがよいとされている。とくに粉糠については熊井保氏が金肥としての流通を明らかにしており、この史料が書かれた寛政期のタバコ栽培では金肥が使用されていたことがわかる。しかし中井彦彦氏が元禄期の松本地域のタバコ栽培は金肥を用いない堆肥を中心とした栽培であった点を考察しており、⁽²⁸⁾ 元禄期の金肥の使用については差し引いて考えておく必要があるだろう。本史料の「糞はさのみ糞水沢山ニせずしても、早く植て実之能入て」という記述も、基本的にはタバコが金肥を施さずともよく育つことを前提とした記述とみられる。

さらに傍線部②の植え付けについてみると、「間遠けれハ大葉ニ成悪シ、八寸又者一尺置ニ一本植」と注意されることから、タバコ苗に間隔を置いて植えてしまうと葉が大きく成長してしまつて品質が下がるため八寸から一尺程度の狭い間隔で植え付けることを勧めている。タバコは狭い耕地に適応的な作物としての扱いを受けていたといえるだろう。

ここでは、以上のようなタバコ栽培における留意点が「一田壱坪ニ付粃壱升三合取、代三分 一畑壱坪ニ付糞壱斤、大麦一升取、代五分計、田方畑ハ坪数多故、畑を出情シテ作レハ徳ヲ得ル也」という一文によってまとめられている点に注目したい。

近世の農民は単一の生業によって生活を再生産していたわけではなく、複数の生業の矛盾を止揚して複合的な生産活動の下で生活を再生産させていたことは近年とみに指摘される事実である。⁽³⁰⁾この一文でタバコは米や大麦と並行して栽培されるべき作物としての位置づけを得ているのであり、タバコ栽培における以上のような留意点は、限りある肥料や耕地の配分といった生産において発生する矛盾を止揚してそれらの複合的な栽培を可能にする意味を有していたとみることができよう。このような前提の下で、⁽³¹⁾ 大麦、タバコは「代三分」「代五分」などと換金作物としての位置づけを与えられたのであり、とくにタバコは大麦と並んで「徳ヲ得ル」ことが期されて年貢納入分に必要な利益を超えた利潤を獲得する作物としての位置を得たのであった。ここからはタバコの栽培によって現金収入を得たことよって行われる消費活動の存在を想定する必要があるだろう。

近世にタバコが一般に嗜好されたことは近年の研究で明らかであって当然タバコ栽培にそのような意味を認めるにしても、ここでは消費活動の前提となる「徳」を得るための一般的な作物としての意味を元禄期の松本地域のタバコ栽培に想定しておきたい。

以上に見てきたように、元禄期の松本地域では專業の馬方の出現に依存する形で小経営農民のタバコ栽培と出荷が行われるようになったのであり、このような動向を内に含みつつこの地域でのタバコ栽培は面的な広がりを見せたのであった。さらにタバコが「徳」を獲得すべき換金作物であったことから、出荷の帰荷として行われた消費活動の存在を想定する必要があると思われる。次章以下では以上の問題を念頭に置きつつ、農民荷主のタバコの出荷に対して城下町のタバコ問屋がどのような商業的対応を行ったかを質的に検討するものである。

第二章 城下町問屋麻岡屋のタバコ集荷

では、前章で確認した周辺農村のタバコの生産と出荷にたいして、城下町問屋の麻岡屋はどのような商業的対応を行ったのだろうか。

一 麻岡屋の概要

今回検討対象とする麻岡屋は松本城下町の本町に店を構えたタバコ問屋である。麻岡屋の出自についての詳細は残念ながら不明であるが、麻岡屋はもともと松本城下町の中でも伊勢町に店舗を構えており、元禄九（一六九六）年の火災で焼失したため本町二丁目へと移転してのちの享保年間には本町の町年寄をつとめるほどに経営を拡大させている。⁽³²⁾ 鍛冶職人が多く集住して職人町的な様相を呈しつつ発展していく伊勢町から、問屋株を有する諸問屋が主体となって構成された本町へと移転した元禄期が麻岡屋の問屋としての地位と経営の確立期であったとみてよいであろう。

麻岡屋については先にも触れたとおり元禄七（一六九四）年一〇月から同九（一六九六）年正月にかけての商品集荷記録である『荷物請取帳』およびその末尾に付属する貸付記録の「覚」がのこされており、当時の城下町タバコ問屋の経営確立期の商業内容を窺うことができる。⁽³³⁾ ここでは松本地域の流通を概観しつつ、麻岡屋の商業の位置づけを行いたい。

松本地域は南北二条の山脈にはさまれた細長い松本平を形成しており、平の中心部の松本城下町を起点として北へ糸魚川街道、南へ伊那街道が物資流通の街道として越後、東海地方諸都市とそれぞれつながっていた。北方の越後か

らは魚介類や塩が、南方の東海地方からは茶や綿類が松本地域に移入された。一方で松本地域からは地域内で生産された麻とタバコが主に東海地方へと移出されていた⁽³⁴⁾。

松本藩は近世初期の石川氏の時代においてすでに領内で生産される麻に対して麻年貢を課して生産者の農民の自由な販売を禁止したのであり、他領の商人の自由な買い集めも同様に禁止して麻の流通を松本城下町問屋の倉科氏の統制下においたのであった。ほかに松本藩は塩、漆、鍛冶炭、油、材木についても流通を統制しており、⁽³⁵⁾領内流通の頂点としての位置づけを城下町に与えたのであった。

では、そのように松本藩が領内流通を編成した中であって麻岡屋の商業はどのような位置づけを与えられるであろうか。麻岡屋が取引した商業物資を『荷物請取帳』から示すと次のとおりである。

【タバコ】 銘柄なしのもの、「平のし」、「生坂」、「井上」

【雑穀】 大豆、小豆

【紙】 小杉紙

【綿類】 繰綿、木綿

【茶】 立茶、伊勢茶

【その他】 櫃荷、から扇、小荷、甲州、鯉節、えり葉、伊勢傘

麻岡屋は、松本地域で生産されていたタバコや雑穀、紙を領内から集荷して東海地方へと移出し、逆に東海地方からは繰綿や茶を移入する商業を行っていたものとみられる⁽³⁶⁾。以上で確認した松本地域の流通の在り方を踏まえるなら

ば、麻岡屋は松本藩による流通の統制を受けていない商品を扱う問屋であったことが理解される。麻岡屋の商業は、藩の主導になる流通の頂点として位置づけられた城下町が、周辺農民の経済活動の場へと変質していく様相を示すものといえるだろう。

二 麻岡屋の商業形態

麻岡屋の問屋商業における商品集荷の形態は、『荷物請取帳』の記載から次の二形態に大別することができる。すなわち、商品の仕入と卸売を自己資金による決済で行って仕入値段と卸売値段の差額を利潤とする仕入問屋としての集荷と、自己資金での決済をとまわずに荷主の商品の購入・販売を代行することで手数料としての口銭を得て利潤とする荷受問屋としての集荷である³⁷。

【史料5】

内九左衛門分

(元禄八年)
九月卅日

一立茶拾八本

此代金拾八両三分式朱

【史料6】

の平 忠左衛門殿分

〔元禄七年〕
十二月十三日

一 壹駄 うけ取

馬方 小立 権之助

同日

一 貳百貳拾四文 たちん

【史料5】は、麻岡屋九左衛門が仕入問屋として商品を集荷した事例である。ここで取引者は「内九左衛門分」と記されているのであり、東海地方から移入されたと推測される立茶一八本を代金一八両三分二朱で麻岡屋が自己決済によって仕入を行っていることを読み取ることができる。

一方の【史料6】は、麻岡屋が荷受問屋として商品を集荷した記載例を示したものである。ここで麻岡屋は筑摩郡小立野村の権之助を馬方として、安曇郡野平村の忠左衛門からタバコを一駄集荷した。ここで麻岡屋は馬方の権之助に対しては集荷の時点で駄賃として二三四文を決済しているが、タバコ荷主である忠左衛門に対してはこの時点ではタバコ代金の決済を行っていないことがわかり、麻岡屋は忠左衛門からタバコを仕入れたのではなくて忠左衛門からタバコを預かってその販売代行を引き受けていることがわかる。つまり麻岡屋はここで荷受問屋としての取引形態をとっていることが理解されよう。残念ながらタバコ代金の仕切帳は現存せず、いくらでタバコが売れて、販売代行の口銭としていくら麻岡屋が利益を得たかは不明である。

以上のように仕入問屋と荷受問屋という二つの異なる商業形態にもとづく集荷を記録した『荷物請取帳』の記載を、荷主の郡村町別に集計して取引形態を記号で示したものが【表2】である。『荷物請取帳』は集荷した商品量の

【表2】『麻岡屋九左衛門万荷物請取帳』町村別集荷状況

| 郡村町名および領地 | 荷主数 | 商品および数量 |
|--------------|-----|--|
| 高井郡 綿内 (須坂) | 3 | ●繰綿71駄、6本●櫃荷1駄●扇1 |
| 埴科郡 松代城下町 | 3 | ●繰綿22駄、30本●櫃荷3駄、24箇●扇2駄 |
| 更級郡 高野 (松代) | 2 | ○タバコ72箇 |
| 牧島 (松代) | 6 | ○タバコ4駄、310箇○生坂タバコ8箇○平のシタバコ24箇●繰綿小立4本●二番茶18駄 |
| 平林 (松代) | 5 | ○タバコ93箇 |
| 竹房 (松代) | 1 | ○平のシタバコ4箇 |
| 稲荷山 (上田) | 1 | ○タバコ8箇 |
| 日名 (松代) | 5 | ○タバコ3駄、202箇○平のシタバコ12箇○小荷2駄●立茶2駄 |
| 会 (松代) | 1 | ○タバコ3駄 |
| 大原 (松代) | 1 | ○タバコ8箇 |
| 水内郡 大安寺 (松代) | 1 | ○タバコ12箇 |
| 笹平 (松代) | 1 | ○タバコ15箇 |
| 竹生 (松代) | 10 | ○タバコ494箇○平のシタバコ12箇 |
| 小根山 (松代) | 1 | ○タバコ14箇 |
| 穂苅 (松代) | 2 | ○タバコ52箇 |
| 吉窪 (松代) | 2 | ○タバコ30箇 |
| 水内 (松代) | 1 | ○タバコ24箇 |
| 善光寺町 | 1 | ●繰綿18駄●櫃荷9駄 |
| 安曇郡 大平 (松本) | 8 | ○タバコ66駄○生坂タバコ9駄 |
| 野平 (松本) | 8 | ○タバコ193駄、204箇○生坂タバコ8箇○平のシタバコ52箇○紙荷16箇○小杉紙5箇○大豆1俵●繰綿12本 |
| 舟場 (松本) | 4 | ○タバコ111駄、36箇 |
| 宇留賀 (松本) | 9 | ○タバコ293駄、300箇○生坂タバコ9箇○平のシタバコ33箇○苳2箇、1つ●平のシタバコ16箇●井上14箇●立茶84駄、69本、18●伊勢茶2本●木綿2駄 |
| 北山 (松本) | 1 | ○タバコ6駄 |
| 草尾 (松本) | 1 | ○タバコ27駄○生坂タバコ10箇●繰綿3駄 |
| 大日向 (松本) | 1 | ○タバコ42駄 |
| 木船 (松本) | 1 | ○タバコ5駄 |
| 半在家 (松本) | 4 | ○タバコ41駄、2箇 |
| 切久保 (松本) | 1 | ○タバコ3駄 |
| 大町 (松本) | 1 | ○タバコ36箇 |
| 池田町 (松本) | 3 | ○タバコ64駄、1箇○大豆5俵○小豆2俵 |
| 町 (松本) | 1 | ○タバコ17駄○生坂タバコ8箇 |
| 内鎌新田 (松本) | 1 | ○小荷2箇 |
| 押野 (松本) | 2 | ○タバコ18駄○生坂タバコ2箇 |
| 塩川原 (松本) | 4 | ○タバコ83駄○生坂タバコ3駄、13箇○えり葉小荷4つ |
| 寺所 (松本) | 2 | ○タバコ10駄 |
| 新屋 (松本) | 1 | ○タバコ1駄 |

| | | | |
|-------|----------|--|---------------------------|
| 筑摩郡 | 大久保（松本） | 1 | ○タバコ 6 箇 |
| | 犬飼新田（松本） | 1 | ○伊勢傘 2 箇 |
| | 生坂（松本） | 2 | ○タバコ 4 駄 |
| | 下生野（松本） | 1 | ○タバコ12駄○大豆30俵 |
| | 小立野（松本） | 1 | ○タバコ 4 駄○小荷 2 箇 |
| | 横川（松本） | 1 | ○タバコ30駄○生坂タバコ 3 箇 |
| | 大足（松本） | 4 | ○タバコ22駄○大豆 3 駄、108俵 |
| | 反町（松本） | 2 | ○タバコ 9 駄○生坂タバコ 4 箇 |
| | 殿野入（松本） | 1 | ○小荷 1 駄 |
| | 赤怒田（松本） | 2 | ○生坂タバコ 5 箇 |
| | 保福寺町（松本） | 1 | ○タバコ 1 駄 |
| | 神田（埴原） | 1 | ○タバコ48箇○平のシタバコ 2 箇 |
| | 平田（松本） | 1 | ○繰綿 2 本 |
| | 野溝（松本） | 1 | ○タバコ12箇 |
| | 野（松本） | 1 | ○鯉節 4 箇 |
| | 神戸（松本） | 1 | ○小杉紙 6 箇○繰綿 2 本 |
| | 出川町（松本） | 2 | ○繰綿○立茶10本 |
| | 小坂（幕府領） | 4 | ○タバコ15駄○生坂タバコ 2 箇 |
| | 平出（松本） | 3 | ○立茶 4 駄○繰綿 1 本○木綿 2 箇、20反 |
| 松本城下町 | 16 | ○タバコ57駄、190箇○生坂タバコ52箇●鯉節 4 箇 | |
| その他 | 20 | ○タバコ162駄、タバコ33箇○生坂タバコ23箇○小荷 2 駄、2 箇○甲州 4 箇○大豆 2 俵○小杉紙36把●繰綿 4 本×二番茶12駄×立茶18駄、42本 | |

- 註 1. 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』所収の表を参考に作成した。
2. 本表では、所在確認が可能な村町のみを挙げ、所在の不明な村町は「その他」にまとめて集計した。
3. ×は仕入問屋としての集荷、○●は荷受問屋としての集荷を示す。とくに荷受問屋として販売の代行を行うために集荷した商品には○、購入を代行して集荷した商品には●を付したが、両者の区別は帳簿上の但書をもとにした。

単位をそろえていないため正確な扱量を確定することはできない。しかし記録はおおむね「駄」およびそれに次ぐ「箇」を基本としているのであり、全体としてみたときに麻岡屋は三〇〇〇駄ほどの商品を扱っていたことが確認できる⁽³⁸⁾。表ではとくに取引形態について記号で示すこととし、麻岡屋が仕入問屋として集荷した商品には×記号を付し、荷受問屋として荷主の商品の販売を代行する商品には○記号を、同じく荷受問屋として荷主の商品の購入を代行して集荷した商品には●記号を付した。

三 荷受問屋としての麻岡屋のタバコ集荷

(一) 仕入問屋としての茶の集荷 (×)

麻岡屋は、【表2】において×記号で示した仕入問屋としての商品集荷は茶三〇駄四二本分の計三回分を行っている。ここでの茶の仕入先は具体的には不明であるが、この時期の松本地域への茶の移入は松本南方の伊那郡の手馬・中馬農民が東海地方との交易において三河・遠江から茶を仕入れて松本まで行商してきたことによつてなされていたことが明らかとされており、麻岡屋もそのような行商人の零細かつ不安定な茶を買い取る形で仕入を行っていたものと推測される。

この全三回の集荷のうちで取引の詳細が判明するものは茶一二駄と四二本分の計二回の取引である。これらは北信濃の善光寺町や稲荷山町の商人へと卸売りをされているが、ここではどちらの取引でも「そん(損)参候」と記載があつて損害が出たことが分かるのであり、全体約三〇〇〇駄もの商品扱量の中での仕入問屋としての集荷量の零細さも併せて考えると、麻岡屋は仕入問屋として積極的に営業をしていなかったものといえるだろう。

(二) 荷受問屋としての集荷

① 東海地方からの茶と繰綿の移入 (●)

麻岡屋は荷主の注文を受けて、繰綿と茶について集荷を行っている。茶は前述したように専ら東海地方からの行商に頼っていたとみられるが、繰綿もまたこの時期には同様に松本地域では栽培が行われずに専ら東海地方からの移入に依存していた。⁽⁴⁰⁾ そのような中で麻岡屋は松本地域の宇留賀村や、北信濃の綿内村、善光寺町、松代城下町の商人の注文を受けてこれらを東海地方から集荷して、注文主である彼らから商品集荷代行の手数料としての口銭を得て収入としていた。これらの茶や繰綿は麻岡屋の全体取引量約三〇〇〇駄のなかでは繰綿約一〇〇〇駄、茶約一〇〇駄と微量であり、東海地方から商品を移入する機能は麻岡屋の主業務ではなかったものとみられる。このことは、初期の問屋が雑多な商品を幅広く扱っていた段階を脱して、專業問屋として特定の商品の取扱（麻岡屋の場合にはタバコ）に特化・分業していく松本城下町商業の展開を示すものとみてよいであろう。

なお、表中で麻岡屋は平のシタバコを農民荷主へと売り捌いている。このタバコの具体的な流通先については不明であるが、農民荷主は麻岡屋から購入したタバコをさらに麻岡屋を通じて他地域へと出荷したものとみられる。

② 松本地域の農村からのタバコ集荷と東海地方への出荷 (○)

麻岡屋は【表2】において○で示したように、松本地域の農村からのタバコの集荷を行っている。これらのタバコは松本地域の農村から集荷されたのちに、東海地方の商人からの注文を受けて移出、売り捌かれたものとみられる。⁽⁴¹⁾ 全体の商品扱量三〇〇〇駄のうち、銘柄のないものや銘柄つきの「生坂」、「平のし」といったタバコ類は合わせて二五〇〇駄ほどに上っており、麻岡屋の本来的な商業の中心は松本地域の農村からのタバコの集荷と東海地方

への販売に存在したことをまずは指摘できよう。

麻岡屋は周辺農村の荷主と城下町商人の両者からタバコを集荷していることが【表2】からは読み取れるが、ここでは城下町商人からの販売の委託が少なく、逆に農民荷主からの販売の委託が多いことに注意しておきたい。このことはこの時期における城下町仲買商の未発達と表裏して、城下町問屋が農民荷主と直接的に結びついていたという当時の流通構造を示すものとみることができるといえる。

また、【表2】からは近世にタバコの集散地として知られた安曇郡池田町村からの集荷量がさほど大きくなく、この時期には城下町と並ぶ集散地は形成されていなかったものとみることができるといえる。以上から、松本地域の農村で生産されたタバコは松本城下町へと集中的に集荷されたものとみられる。

以上で見てきたように麻岡屋は松本地域における分節的な流通の担い手でありつつも、松本地域の農民荷主からの集中的なタバコ集荷とその東海地方への移出を自らの商業の中心に据えつつ問屋としての経営を確立させていったとみられる。

大石氏が指摘したようにこの時期には松本城下町に領内からの物資が集中的に集荷されたのであり、ここからは集荷についての城下町商業の強力な力を想起させる。しかし麻岡屋は、生産地である松本地域の農村に入り込んで積極的に仕入を行って商品価格を決定することで農民荷主を経済的に従属させるような仕入問屋としての取引はしておらず、荷受問屋として商品の集荷を農村からの主体的な商品出荷に依存してその販売を代行することで手数料を得て利潤としていたのであった。つまり、麻岡屋の間屋としての経営は、農民荷主による城下町への主体的なタバコ出荷を前提として確立されていたことが理解されるだろう。

第三章 城下町問屋麻岡屋による生活物資販売

前章で明らかにしたように、城下町問屋の麻岡屋は荷受問屋として周辺農村のタバコ出荷に対応したのであり、その本来の機能からは荷主からの集荷を安定させることは不可能なのであった。したがって麻岡屋はなんらかの商慣行を農民荷主と取り結ぶことによって集荷を安定させていたものと見なければならぬだろう。

「覚」は、『荷物請取帳』の末尾に付属する、麻岡屋が周辺農民に対して行った雑多な金銭の貸付を記録した帳簿である。問屋は一般的に荷主に対して商品代金や仕入代金の前貸を行うことで荷主を経済的に編成して集荷を安定させていたことをふまえれば、麻岡屋のタバコ集荷にあつてはこの「覚」における貸付業が商品集荷の安定化を果たしていたものとの見通しを得ることができらるだろう。本章ではこの「覚」の分析を通じて麻岡屋が荷主と取り結んだ関係を質的に考察しつつ、元禄期に新たに形成された市場の特質を探りたい。

なお「覚」の記載は『荷物請取帳』とおおむね対応していて元禄七（一六九四）年六月から元禄九（一六九六）年に及んでいるが、元禄八年以降の記載は金銭の貸付の内容を省略してしまう傾向があるため、ここでは元禄七年分のみの分析を行うこととする。

一 麻岡屋の生活物資販売

【表3】は、「覚」における元禄七（一六九四）年の貸付をまとめたものである。本節ではまずこの「覚」において行われている雑多な貸付の内容を整理して麻岡屋の貸付業の特質を探りたい。

手始めに貸付の内容が省略されずに記載されている事例について整理を行うと次の二つに分類することができる。

(一) 生活物資の掛売 (◎)

【表3】から、麻岡屋が生活物資を掛売している事例は七三件確認することができる。麻岡屋はタバコ、節（水産物の身を煮て干したもの）、木綿布、茶、繰綿、鯛などを掛売するとともに布や衣類の染色を引き受けている。これらの物資は代金が文単位と少額であり、また「伊勢茶一斤」「たはこ十五斤」などと斤単位の少量の販売であることから、商業用の物資ではなくて農民の自家消費用の生活物資として販売されたものとしてみて誤りないだろう。

(二) 荷主から集荷した商品の決済にかんする手続き (△)

【表3】では、農民荷主から集荷した商品に対する決済業務とみられる事例が三件見出せる。これらは「仕切両かへ返り銭」「さんようちかい」などと表記されていることから、「覚」とは別に荷主に対して行われている商品代金の仕切業務において予期せぬ不具合が生じた際の帳尻合わせのための取引を記録したものとみられる。ほかに元禄八（一六九五）年以降の記録には「きりちん」と記載される、集荷したタバコを刻タバコに加工する代金が散見される。

つづいて貸付の内容が省略されてしまっている事例について確認してみると、貸付金額の多寡を基準として次の二つに分類できる。

(三) 両・分単位で行われる貸付 (■)

両・分単位の貸付についてはその内容が不明なものが多いが、一例のみ詳細が記されているものがあるためそれを手掛かりにして内容を確認しておきたい。

| 郡村名 | 貸先 | | 月日 | 摘要 | 金額 | | | | 分類 | |
|---------|--------|-------|-------|------------------------|----|---|---|-----|-------|---|
| | | | | | 両 | 分 | 朱 | 貫 | | 文 |
| 筑摩郡 犬 飼 | 〃 | タバコ荷主 | 12.18 | うすぬり4枚 | | | | | 340 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | 12.18 | 小エビ2本 | | | | | 64 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | 12.17 | 木綿切 | | | | | 280 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | 12.17 | エビ2本 | | | | | 64 | ◎ |
| | 庄助 | タバコ荷主 | — | 染賃 | | | | | 200 | ◎ |
| | 七郎左衛門 | タバコ荷主 | 閏5.8 | 木綿切 | | | | | 108 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | 12.15 | — | | | | | 153 | ◎ |
| | 曾兵衛 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「横つむぎ やまとすじ紋」) | | | | | 200 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「五所門 すそに立なみ菱宮」) | | | | | 150 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「きぬうら浅き」) | | | | | 100 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「□からくさ あさき さ□さ」) | | | | | 200 | ◎ |
| | 源七郎 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「五所 もめん あい みな七や」) | | | | | 160 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「五所門 あい みな七や」) | | | | | 120 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「五所門 色入 よしおか」) | | | | | 150 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「五所門 丁子 もめん 江戸かき」) | | | | | 80 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「五所門 水あさき」) | | | | | 60 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「ちらしきく 小もめん 小立」) | | | | | 150 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「むし 水浅き」) | | | | | 50 | ◎ |
| | 〃 | タバコ荷主 | 9.21 | 「色々買物代也」 | | | 2 | | 11 | ◎ |
| | 新次郎 | — | 12.25 | — | | | | | 400 | ○ |
| | 〃 | — | 12.25 | 木地2つ | | | | | 300 | ◎ |
| | 〃 | — | 12.25 | サケ2本 | | | | | 772 | ◎ |
| 〃 | — | 12.1 | 蠟燭 | | | | | 100 | ◎ | |
| 〃 | — | 7.13 | 人參 | 0.5 | | | | | ◎ | |
| 〃 | — | 7.12 | — | | 2 | 2 | | | ■ | |
| 大 足 | 市左衛門 | タバコ荷主 | 12.25 | — | 2 | | | | | ■ |
| 〃 | タバコ荷主 | 12.24 | — | | | | | 32 | ○ | |
| 小 舟 | 孫兵衛 | タバコ荷主 | 12.24 | つくも茶4半斤 | | | | 32 | ◎ | |
| 〃 | タバコ荷主 | 12.24 | 蠟燭2丁 | | | | | 30 | ◎ | |
| 下生野 | 長右衛門 | タバコ荷主 | 6.27 | 節10 | | | | 115 | ◎ | |
| 〃 | タバコ荷主 | 6.27 | 木綿切 | | | | | 21 | ◎ | |
| 洗 馬 | 久次郎 | — | 5.13 | — | | | | 93 | ○ | |
| 和 田 | 原田十兵衛 | — | 10.21 | 上タバコ5斤 | | | | 180 | ◎ | |
| 〃 | 加助・孫市 | — | 12.15 | 「さんようちかい也」 | | | | 243 | △ | |
| 平 田 | 七兵衛 | — | — | 染賃 (「あさはおり そめちん」) | | | | 70 | ◎ | |
| 松本町 | 加右衛門 | — | — | — | | | | 58 | ○ | |
| 伊勢町 | 山屋伝七郎 | — | 12.28 | ブリ1本 | | | | 300 | ◎ | |
| — | 江島屋五兵衛 | — | 12.29 | — | 2 | | | | ■ | |
| 伊那郡 平 出 | 竹蔵 | — | 12.27 | — | | | | 100 | ○ | |
| 〃 | 市郎兵衛 | 繰綿茶荷主 | 3.1 | 繰綿 | | | | 300 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 3.1 | かさ | | | | | 50 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 3.1 | かさ | | | | | 50 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 3.1 | 箆 | | | | | 18 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 2.21 | こん切 | | | | | 132 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 11.12 | 繰綿 | | | | | 300 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 11.12 | ブリ1本 | | | | | 324 | ◎ | |
| 〃 | 繰綿茶荷主 | 5.1 | 蠟燭 | | | | | 100 | ◎ | |
| 万五郎 | 権左衛門 | — | 5.1 | 蠟燭 | | | | 100 | ◎ | |
| 〃 | 孫八郎 | — | — | 麻岡屋から孫八郎に6両支払い | | | | | △ | |
| 〃 | — | 12.27 | ブリ1本 | | | | | 310 | ◎ | |
| 不 明 下 田 | 茂兵衛 | — | — | — | | 1 | | | ■ | |
| 小川内 | 八助 | — | 12.1 | ブリ | | | | 324 | ◎ | |
| 〃 | 長兵衛 | タバコ荷主 | 12.28 | — | 1 | 3 | | | ■ | |
| 合 計 | 21町村 | 41名 | | | 29 | 8 | 2 | 2 | 15082 | |

71 元禄期のタバコ流通に見る松本城下町問屋と農村

【表3】麻岡屋の元禄七年貸付状況

| 郡村名 | 貸先 | 月日 | 摘要 | 金額 | | | | 分類 | |
|---------|--------|-------|----------|------------------------|-------|---|---|-------|------|
| | | | | 両 | 分 | 朱 | 貫 | | |
| 更級郡 竹生 | 文左衛門 | — | — タバコ15斤 | | | | | ◎ | |
| | 兵左衛門 | タバコ荷主 | 11.29 | — | 1 | | | ■ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 7.1 | 筋 | | | | 24 ◎ | |
| 平林牧之島 | 源助 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「女 五所門 ねつみ さ□さへ文」) | | | | 160 ◎ | |
| | 与五右衛門 | — | 11.23 | — | 1 | 2 | | ■ | |
| | 六三郎 | — | 6.17 | — | | | | 600 ○ | |
| | 平八郎 | タバコ荷主 | 11.29 | — | 3 | | | ■ | |
| | 々 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「むし浅き そめちん」) | | | | 50 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.2 | 髪結い貸に渡し | | | | 100 ◎ | |
| | 忠兵衛 | タバコ荷主 | 12.25 | — | 12 | | | ■ | |
| 高野 | 々 | タバコ荷主 | 12.2 | むきみ | | | | 100 ◎ | |
| | 喜左衛門 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「もようちらし いろ入 ひわた」) | | | | 250 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 閏5.20 | 木綿切 | | | | 40 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 閏5.20 | かさ | | | | 40 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 閏5.20 | 伊勢茶1斤 | | | | 65 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 7.2 | 伊勢茶 | | | | 45 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.15 | — | | | | 84 ○ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.15 | 伊勢茶 | | | | 32 ◎ | |
| | 水内郡 日名 | 甚太夫 | タバコ荷主 | 10.1 | 茶 | | | | 93 ◎ |
| | | 々 | タバコ荷主 | 10.1 | 紙 | | | | 18 ◎ |
| 安曇郡 宇留賀 | | 平兵衛 | タバコ荷主 | 5.23 | つつ長1斤 | | | 140 ◎ | |
| 大町 | 々 | タバコ荷主 | 5.23 | 伊勢茶1斤 | | | | 65 ◎ | |
| | 清吉 | タバコ荷主 | 6.27 | — | | | | 300 ○ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.9 | — | 2 | | | ■ | |
| 草尾 | 太郎右衛門 | — | 12.17 | — | 1 | | | ■ | |
| | 武左衛門 | タバコ荷主 | 6.19 | 竹長 | | | | 32 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 7.12 | — | | | | 150 ○ | |
| 塩河原 | 伝次郎 | タバコ荷主 | 10.19 | — | | | | 300 ○ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.6 | — | 1 | | | ■ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.18 | — | | | | 600 ○ | |
| | 々 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「はおり むし みな□や」) | | | | 150 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「ふろしき 門付 浅き」) | | | | 35 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 9.2 | — | | | | 424 ○ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 9.2 | 烏切 | | | | 178 ◎ | |
| 野平 | 与左衛門 | タバコ荷主 | 11.11 | — | | | | 370 ○ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.6 | — | | | | 115 ○ | |
| | 源兵衛 | タバコ荷主 | 11.23 | — | 2 | | | ■ | |
| | 々 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「そめちん 丸に坂とひ宮」) | | | | 60 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「女むき もよき」) | | | | 200 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | — | 染賃 (「女むき すそにちらし 水浅き」) | | | | 150 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.1 | 絹6尺 | | | | 280 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.1 | 伊勢茶 | | | | 64 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.1 | つつ長半斤 | | | | 64 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.1 | 織綿 | | | | 180 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12.17 | 絹 | | | | 200 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 12. | ボラ2本 | | | | 100 ◎ | |
| | 作兵衛 | — | 11.17 | — | | | | 880 ○ | |
| | 々 | — | 12.29 | — | | | | 80 ○ | |
| | 忠左衛門 | タバコ荷主 | 11.19 | 「仕切両かへ返り銭」 | | | | 70 △ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.19 | — | | | | 100 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.18 | 鯛2枚 | | | | 200 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.18 | イカ1把 | | | | 90 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.18 | 椀(碗) 5箱 | | | | 130 ◎ | |
| | 々 | タバコ荷主 | 11.18 | 木綿1反 | | | | 280 ◎ | |

【史料7】

(元禄七年二月二五日)

同日

一 金拾貳両 牧之嶋忠兵衛殿かし

利足拾五両二壺ヶ月二金壺分かし

山や伝次郎殿分をち物二平四十固入申はつ、(箇以下同じ)内拾貳固うけ取、残而拾八固忠兵衛殿正月中二御「」、右之金子亥三月廿日二忠兵衛殿御持参二而元り十兩三分二而払相渡申候、(別筆)

【史料7】は、麻岡屋が牧之島村のタバコ荷主である忠兵衛に対して、同じ松本城下町商人である山屋伝次郎の代理として一二両もの貸付を行った際の「覚」の記録である。それによれば牧之島村の忠兵衛は平のシタバコ四〇箇を麻岡屋へ出荷して、麻岡屋はさらにそれを山屋へと仲介販売する予定であった。しかし忠兵衛はタバコを「をち物」にしてしまったために一二箇分しか出荷することができず、麻岡屋を通じて山屋から補填用のタバコを買い集めるための代金一二両を借りたのであった。貸金は翌年三月に元利とも麻岡屋を通じて山屋へ返済されている。

この事例は他商人を巻き込んでいて貸金額が大きなやや事件性のある事例ではあるが、その他の両・分単位で行われている貸付もこの事例同様に商品集荷のための資金や商品代金の前貸として貸されたものとみられる。問屋は一般的に自己資本によって商品の荷主に対して前貸の金融を行う機能を持ち、このことは産地から消費地への物資供給を安定させる役割を果たすとともに、問屋が荷主を経済的に従属させていく契機となつたとされている。⁽⁴²⁾しかしながら麻岡屋の場合はそのような機能を果たしたとみられる両単位の前貸は二三件しか見いだせず、

荷主の出荷を直接的に編成していくような貸付は日常的に行われたわけではなかったことが理解される。

(四) 文単位で行われる貸付(〇)

内容が省略されてしまっている貸付の中で、文単位の比較的少額で行われている貸付は一七件確認される。貸付額が生活物資の掛売と同様に文単位と少額であることや、生活物資の掛売が「色々買物代金也」と省略されて記載されている事例が確認されることから、これらの省略された貸付も麻岡屋が生活物資を掛売したものを中心とするものとみてよいのではないだろうか。

以上で見えてきたように、麻岡屋が「覚」において行った雑多な貸付の内訳は、(一)生活物資の掛売が七三件、(二)タバコ代金の仕切に關する手続きが三件、(三)荷主への前貸として行われたとみられる両・分単位の貸付が一三件、(四)生活物資の掛売が中心を占めたと推測される文単位の貸付が一七件となっている。ここからは麻岡屋の貸付業では生活物資の掛売が日常的に行われていた事実が理解される。

二 タバコの帰荷としての生活物資

それでは、麻岡屋は生活物資の掛売を行うことでどのように農民荷主の主体的な出荷を自らに引き付けて集荷を安定させていたのだろうか。

【表3】では、麻岡屋が貸付を行った農民について、『荷物請取帳』から荷主として確認できる農民については「タバコ荷主」「繰綿・茶荷主」などと表記して示してある。ここからは、麻岡屋が行った貸付一〇六件のうち、麻岡屋になんらかの商品を出荷していた農民荷主にたいする貸付が八〇件と多数に上ることが読み取れるのであり、麻岡屋の貸付は基本的には麻岡屋に商品を出荷した農民荷主に対して行われていたことが理解される。

一方で麻岡屋に商品を出荷したことが『荷物請取帳』から確認できない農民についても見てみると、「覚」の中では方五郎村の孫八郎は麻岡屋から金六両を受け取っていたり、和田村の加助・孫一は「さんようちかい（算用違ひ）」つまり商品の決済ミスによる金銭の請求が記録されたりしていることから、彼らもなんらかの商品を麻岡屋へ出荷していた農民荷主であったとみられる。

このことをふまえると、麻岡屋の貸付は不特定多数の農民に対して行われたものではなく、基本的には麻岡屋にタバコを中心とした商品を出荷した荷主に対して行われたものと考えられるのである。したがって麻岡屋が生活物資を掛売した販売先は基本的には自らのところへ商品を出荷してくる農民荷主であったとみてよいであろう。では、麻岡屋は具体的にどのような形で農民荷主に対して生活物資を販売していたのであろうか。

【史料8】（傍線部筆者）

同十九日

一七拾文 （野平）の平忠左衛門殿かし

仕切両かへ返り銭

同日

一百文 同人 （野平村忠左衛門。以下同じ）

同十八日

一貳百文 同人

たい式枚⑩

同日

一九十文 同人

いか壺把

同日

一百三拾文 同人

わん五はこ

同日

一貳百八十文 同人

木綿壺反

是八九左衛門手前々かし^印

十二月十八日

一三四拾文 の平 忠左衛門殿

うすぬり四枚

同日

一六拾四文 同人かし

是八九左衛門手前々之かし也

こゑひ式本分

【史料8】は、「覚」から麻岡屋がタバコ荷主に生活物資を掛売した事例を抜き出したものである。ここで麻岡屋は野平村のタバコ荷主である忠左衛門に対して一月一八日に鯛、イカ、椀（碗）、木綿、うすぬり、小エビを掛売していることが読みとれるが、ここではとくにそれと並行して翌一九日に「仕切両かへ返り銭」（傍線部）という、生活物資の掛売とは全く関係のない、タバコ代金の仕切にかんする取引が同時に記録されていることに注意しておきたい。

「仕切両かへ返り銭」とは、タバコ代金の仕切にかんする両替に際して両替相場の勘定になんらかの誤りが生じたために貸付の形をとって後日差額分を回収するための臨時の処置と推測されるのであるが、「覚」の中ではこのような荷主に対するタバコの集荷・換金手続きの記録が生活物資の掛売記録に混ざって記載されていることは前述のとおりである。

結論から言うと右の事実からは、『荷物請取帳』をベースに行われる荷主へのタバコ代金の仕切と、「覚」をもとに行う生活物資代金の回収とを、最終的には合算して荷主に決済していた麻岡屋の決済方法が浮かび上がってくるものと思われる。麻岡屋が荷主に対して最終的に行った決済を記録した仕切帳は現存しないためつよい断定は差し控えなければならないが、右のような記載からは、麻岡屋は荷主へ仕切るタバコ代金から荷主が購入した生活物資の代金を差し引いて最終的な決済としていたものとみてよいだろう。つまり麻岡屋はタバコ集荷に対する帰荷という形で、実態的には物々交換の形をとって農民荷主に生活物資を販売していたものとみられるのである。

農民荷主にはその取引回数から経済的な階層が存在したとみられることは第一章で指摘したとおりであるが、「覚」において明確に荷主と判明する農民について階層別に生活物資の販売状況を確認すると次の結果が得られる。

- (一) 出荷回数が二〇回以上の階層 六人
- (二) 出荷回数が一〇回以上二〇回未満の階層 三人
- (三) 出荷回数が一回以上一〇回未満の階層 一三人

ここからは、タバコの帰荷として掛売された生活物資が荷主の経済的な階層にかかわらず販売されていた事実を
確認できる。

麻岡屋は資金の前貸を通じて直接的に農民荷主を編成してタバコの集荷を安定させたのではなかった。むしろ城下町へ生産物を出荷して換金し、帰荷として生活物資を購入して帰村するという当時の周辺農民の主体的な経済活動に分け隔てなく対応することで、農民荷主を自らに引き付けて集荷を安定していたものとみられる。⁴³

三 城下町商業の変質と麻岡屋

麻岡屋が農民荷主に対してタバコの帰荷として販売した生活物資を【表3】からまとめると以下のとおりである。

【タバコ】 タバコ、上タバコ

【水産物】 節、ボラ、鯛、イカ、小エビ、サケ、ブリ、むき身

【衣類】 染め賃（女 五所門（紋。以下同じ） ねつみ（ねずみ） さ□さへ文」「はおり むし（無地。以下同じ） みな七や」「ふろしき 門付 浅き」「丸に坂とひ宮」「女むき もよき」「女むき すそにちらし 水浅き」「横つむぎ やまとすし紋」「五所門 すそに立なみ 菱宮」「きぬうら 浅き」「桜から

くさ あさき さ□さ「五所門 もめん あい（藍） みな七や」「五所門 あい みな七や」「五所門
 色いり よしおか」「五所門 丁子 もめん 江戸かき」「五所門 水あさき」「ちらしきく 小もめん
 小立」「むし 水浅き」「あさは（麻葉） おり そめ賃」「もようちらし いろ入 ひわた（檜皮色）」、
 島切、絹、木綿切、繰綿、こん（紺）切

【茶】茶、伊勢茶、つくも茶

【その他】つつ長、竹長、わん、うすぬり、木地、蠟燭、人參、傘

麻岡屋がタバコの小売を行っていることは自然なことであるにしても、ここではそのほかに【水産物】【衣類】【茶】
 その他の雑多な生活物資の小売販売が行われていることに注意したい。ここでは木綿切（布）や茶といった日常的な
 生活物資に加えて、山国信州ではハレの日に消費される海産物や、⁴⁴「五所門」などあるハレ着の染色などの生活必
 需品のレヴェルを超えた生活物資が農民荷主に対して掛売されていたのであった。とくにブリやサケは年末に購入さ
 れていることからこの地域で一般に消費された年取魚として購入されたものであろうし、また「女 五所門 ねつみ
 （ねずみ） さ□さへ文」とあるのは女性の婚礼用の装束と推測される。それではこのような麻岡屋の商業は当時の城
 下町商業の中でどのような位置づけを得られるだろうか。

城下町は本来的には領主とその家臣団の軍需品や生活物資の供給を最優先の目的として建設されたのであり、松本
 城下町もそのことは同様であった。⁴⁵したがって寛文年間の松本城下町の商業の主体は本町の間屋業と酒造業にとど
 まっており、⁴⁶領民へ生活物資を供給する機能を基本的には有しておらず、農民が城下町へとかかわる機会は塩や鉄な
 どの必要最低限の生活必需品の購入に限定されていたものとみられる。

【表4】元禄期松本城下町職種別商工業者数

| 職 種 | 人数 | 職 種 | 人数 | 職 種 | 人数 |
|--------|-----|--------|----|-------|----|
| 豆腐屋 | 80人 | 古手屋 | 9 | 甲人形師 | 3 |
| 桶屋 | 60 | 屋根屋 | 9 | 竹とうし屋 | 3 |
| 綿打屋 | 56 | 形付 | 8 | 絹練屋 | 3 |
| 酒屋 | 54 | 煙草問屋 | 8 | 麩屋 | 3 |
| 味噌屋 | 47 | 菓子屋 | 8 | 釘鍛冶屋 | 2 |
| 大工 | 46 | 塗物屋 | 8 | 仏師 | 2 |
| 鍛冶屋 | 46 | 小間物屋 | 7 | せり屋 | 2 |
| 質屋 | 42 | 木綿繰綿問屋 | 7 | 古道具屋 | 2 |
| 油屋 | 40 | 酢屋 | 7 | 洗濯屋 | 2 |
| 紺屋 | 39 | 鋏柄屋 | 7 | 目薬屋 | 2 |
| 畳屋 | 34 | 鉄金具屋 | 7 | 張子屋 | 2 |
| 挽屋 | 32 | 穀問屋 | 6 | 破魔弓屋 | 2 |
| ところてん屋 | 29 | こんにゃく屋 | 6 | 鶉飼 | 2 |
| 旅籠屋 | 26 | 髪結 | 6 | 上野砥問屋 | 1 |
| 檜物屋 | 25 | 筆屋 | 5 | 障子屋 | 1 |
| 米春売 | 25 | 付木屋 | 5 | 蒔絵師 | 1 |
| 刻み煙草 | 22 | 素麺屋 | 5 | 合羽屋 | 1 |
| 魚屋 | 22 | 木薬屋 | 5 | 唐篩屋 | 1 |
| 木挽 | 21 | 鮓屋 | 5 | 土なし | 1 |
| 煮売屋 | 17 | 薬売屋 | 5 | 鋳屋 | 1 |
| 指物屋 | 16 | 煙草売 | 5 | 鏡磨屋 | 1 |
| 研屋 | 15 | 茶問屋 | 4 | 鋳物師 | 1 |
| 糝屋 | 13 | 塩問屋 | 4 | 左冠 | 1 |
| 饅頭屋 | 12 | 鍋屋 | 4 | 本屋 | 1 |
| 綿帽子屋 | 12 | 柄巻屋 | 4 | 椀屋 | 1 |
| 飴屋 | 12 | 傘屋 | 4 | 革屋 | 1 |
| 鞆師 | 11 | 仕立屋 | 4 | 縫物屋 | 1 |
| 八百屋 | 10 | 蕎麦切屋 | 4 | 漆屋 | 1 |
| 白木屋 | 9 | 肴問屋 | 3 | 植木屋 | 1 |
| 酒頭師 | 9 | 鞍打 | 3 | | |
| 木履屋 | 9 | 銀金具師 | 3 | | |

註、本表は『長野県史』通史編第5巻近世2、454頁所載の表をもとに作成した。

しかしながら元禄期になると、松本城下町には直接的に領民の消費需要に応じる多種多様な商工業が出現した。【表4】は『松本市中記』に記録される元禄一〇（一六九七）年の松本城下町商業を一覧にしたものである。⁴⁷ここでは松本地域と他地域とを結んで商業物資の移出入を行う問屋業のほかに、綿打屋や紺屋などの衣料関係、豆腐屋や味噌屋などの食料関係、大工や畳屋などの住居関係といった衣食住の消費需要に対応する商業や、日用品、医療品、嗜好

品、そして生活必需品を超えたぜいたく品ともいうべき生活物資を販売する商業の存在を確認することができる⁽⁴⁸⁾。全体としてみたときに、松本城下町は周辺農民が自身の出荷活動と消費活動を果たす機能を有する場へと変質していった様相をここからは確認できる。

麻岡屋はそのような城下町商業の変質の中にあつて、農民荷主の出荷活動、換金活動を問屋として受け入れる一方で、その延長上にある消費活動までを一貫して引き受けることで商業を確立させていたのであり、周辺農民が城下町において経済活動を行う際の拠点としての機能を果たしたものとみられるのである。周辺農民の経済活動を引き受ける問屋である麻岡屋の商業の確立は、松本城下町が周辺農民の経済活動の場へと変質していく過程において重要な役割を果たしたものと位置付けなければならぬだろう。

おわりに

本論では農民の経済活動を引き受ける問屋業の確立について、信濃国松本城下町の間屋麻岡屋の商業を周辺農村とのかかわりのなかで明らかとしてきた。

松本地域にあつては、タバコの栽培はおおむね元禄期に面的な広がりを見せつつ一般化したとみられる。元禄期以前は運送手段としての自分馬を所有する村落の上層農民がタバコを買い集めて城下町まで出荷を行っていたが、元禄期になると專業馬方の出現によって運送手段を有しない小経営農民による出荷が行われるようになってタバコの栽培は一般化したものとみられる。タバコは松本藩による流通統制を受けず非課税の作物であったことから、農民が自己の生活の再生産を果たす作物として最も一般的な作物であったとみられるのであり、さらに「徳」を得るべき作物

であったことから出荷と表裏しての消費活動をも見通す必要がある。

麻岡屋は松本城下町の間屋として当時松本地域で生産が一般化しつつあったタバコを集荷して東海地方へと販売する取引を商業の中心に据えていた。麻岡屋は仕入問屋と荷受問屋の二つの取引形態を併せ持ちつつも、松本地域の農民荷主に対しては荷受問屋として集荷を行っていたのであった。つまり周辺農村から麻岡屋へのタバコ出荷は、麻岡屋の価格決定や集荷管理の下で農村をいわば編成する形で行われたものではなく、個々の農民荷主が自らの生業として主体的に出荷することで行われていたといえる。

したがって麻岡屋はタバコ集荷の安定性を図る必要から荷主に対して貸付業を行っていたが、その内訳はタバコ代金の前貸といったような農民荷主を経済的に従属させる貸付がほとんど見られず、タバコの帰荷としての生活物資の掛売に占められていた特色を見出せるのである。これらの生活物資はハレの日に消費される領外産の海産物や紋付の着物などを多く含むため一般の農村では自給不可能な物資であって、領外との結びつきを有するとともに手工業が集めた城下町商業特有の物資であったといえる。したがって麻岡屋が行ったタバコ集荷の見返りとしての生活物資販売は、タバコを中心とした農産物を出荷してその帰荷として非自給物資を購入して帰村するという農民荷主の経済活動に対応したものとみることができよう。麻岡屋は農民荷主との間に、タバコなどの農産物と海産物などの非自給物資の交換からなる商慣行を取り結ぶことによつて、個々の農民荷主との結びつきを強めて集荷を安定させていたものとみられるのである。

従来の研究では城下町商業を領内流通の頂点に位置づけつつも、どのような商業がそのような流通構造を成り立たせていたか明らかではなかった。しかし本論で述べたとおり、松本城下町商業は元禄期になると領主の経済活動のみならず、周辺農民の生産から消費までの一連の経済活動を引き受ける場へと変質を遂げることで領内流通の頂点とし

ての位置を占めたのであった。麻岡屋は、農民荷主によるタバコの生産活動と生活物資の消費活動を結びつける拠点としての機能を自らの商業の中心に位置づけることで元禄期に問屋商業を確立させたのであり、そのような問屋商業の確立は右のような松本城下町の変質において重要な役割を果たしたものとみることができらるだろう。

註

(1) 中井信彦「元禄期の都市商業と農村商人―貞享三年松本荷問屋の大福帳から―」（伊東多三郎編『国民生活史研究』第二集、一九五九年、吉川弘文館）。なお、中井氏は茶屋の表記を「茶屋伊兵衛」としているが、正しくは「茶屋伊右衛門」である。

(2) 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』（一九七五年、岩波書店）。なお、大石氏が検討した「万荷物請帳」と本論が検討する『麻岡屋九左衛門万荷物請取帳』は同じ史料である。本論は原本の記載に基づいて「請取帳」と表記を行った。また大石氏はこの史料の所蔵先を倉科家とされているが、正しくは大町市清水家である。

(3) 大石氏前掲書。なお、松本藩では元和三年の戸田氏入封に際して組支配が確立して城下町と農村との明確な分離が完成した（金井圓『近世大名領の研究―信州松本藩を中心として―』一九八一年、名著出版）。

(4) 古島敏雄『信州中馬の研究』（一九四四年、伊藤書店）および『江戸時代の商品流通と交通』（一九五一年、お茶の水書房）

(5) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』（一九六一年、塙書房）では松本地域における中馬訴訟を事例として扱っている。ほかに林玲子『江戸問屋仲間の研究』（一九六七年、御茶の水書房）、『近世の市場構造と流通』（二〇〇〇年、吉川弘文館）では三都問屋を中心とした全国的流通の形成を幕藩制的流通の完成形として明らかにした。また在方市の展開を領主的市場と農民的市場の拮抗としてとらえた伊藤好一『近世在方市の構造』（一九六七年、隣人社）など、幕藩制社会の中に領主的な流通と農民的流通を相対化して流通構造を把握する研究が盛んに行われた。このようなシエーマを踏まえつつ、伊藤好一『江戸地廻り経済の展開』（一九六六年、柏書房）、白川部達夫『江戸地廻り経済と地域市場』（二〇〇一年、吉川弘文館）な

どの個別地域の研究が行われた。

- (6) 原直史『日本近世の地域と流通』(一九九六年、山川出版社)は一定の地域に次々に形成され展開する地域市場を、杉森玲子『近世日本の商人と都市社会』(二〇〇六年、東京大学出版会)、多和田雅保『近世信州の穀物流通と地域構造』(二〇〇七年、山川出版社)は都市社会の在り方を視野に入れつつ一定地域の流通構造を精緻に明らかにした。
- (7) 渡辺尚志『生産・流通・消費の近世史』(渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』二〇一六年、勉誠出版)。なお、森末義彰・寶月圭吾・木村礎編『生活史』二(一九六五年、山川出版社)では早くもこのような視点が木村礎氏のまえがきにおいて示されているものの(木村氏は『村の生活史』史料が語るふつうの人びと)二〇〇〇年、雄山閣出版において、まえがきの執筆者が自身であることを明かしている)、このような議論は低調のまま現在に至っている。
- (8) 例えば山口啓二氏は、流通に占める商人の本質を国民需要の掌握と小生産者の編成とに見たのであり、幕藩領主が編成した藩領域経済圏が商人のそのようなはたらきによっていかに国民需要に対応するものへと変質していくかという問題を提起している。(『鎖国と開国』一九九三年、岩波書店)
- (9) 東筑摩郡松本市・塩尻市郷土資料編纂会編『東筑摩郡松本市塩尻市誌』第二巻歴史下(一九六八年、東筑摩郡松本市・塩尻市郷土資料編纂会)
- (10) 生坂村誌編集委員会『生坂村誌』歴史・民俗編(一九九七年、生坂村誌刊行会)
- (11) 宮川清治『筑摩・安曇地方の煙草』(地方史研究協議会編『日本産業史大系』第五巻、一九六〇年、東京大学出版会)
- (12) 前掲『生坂村誌』歴史・民俗編
- (13) 中井氏前掲論文
- (14) 前掲『生坂村誌』歴史・民俗編
- (15) 宮川氏前掲論文
- (16) 熊井保『近世における信濃生坂煙草の生産と流通』(『信濃』二八一、二、一九七六年)
- (17) 池田町誌編纂委員会『池田町誌』歴史編一、(一九九二年、池田町)
- (18) 前掲『東筑摩郡松本市塩尻市誌』第二巻歴史下。いつごろから「山葉」と「里葉」とを分ける観念が形成されたか、ま

た「山」と「里」の境界はどのあたりかといった問題は今後の課題としなければならないが、本論で明らかとする松本地区におけるタバコ栽培の広がりが、「山」と「里」を区別しつつ固定化していった事実是指摘することができるだろう。

(19) 大石氏前掲書

(20) 前掲『生坂村誌』歴史・民俗編

(21) 前掲『生坂村誌』歴史・民俗編

(22) 前掲『生坂村誌』歴史・民俗編

(23) 降幡浩樹「山のめぐみ」(笹本正治編『山をめぐる信州史の研究』二〇〇三年、高志書院)、「山中紙と松代藩御用紙の生産、流通、消費について」(渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』二〇一六年、勉誠出版)。ここでは松本藩領の北方の北信濃を領する松代藩における御用紙制度やその生産の生業的側面を明らかにしている。村々が松代藩の御用紙制度の下で紙漉きを行った事実を差し引いても、すぐ山続きである松本領での紙漉きも同じような生産形態をとっていたものと考えられる。

(24) 中井氏前掲論文

(25) ほかに「せおいちん」という運賃が一部記載されているが、これは松本城下町のほかの商人のところ荷主が購入したタバコを人足が麻岡屋まで運搬した場合、または松本町の次の宿場である岡田宿から伝馬によって運搬してきた場合を指している。ここでは農村と城下町の間の流通を考察するため註に記載するにとどめた。

(26) 大石慎三郎氏前掲書。この馬方を大石氏は中馬稼ぎとしているが、『荷物請取帳』では「中馬」の語は繰綿を東海地方から麻岡屋まで運んできた伊那地方の馬方にしか使用されておらず、松本地域のタバコを麻岡屋へ運んだ馬方にはただ「馬方」と記されるのみである。したがって本稿ではこの馬方を中馬と断定することは避けた。この時期に松本地域に発生した馬方の動向やその中馬との連続性については今後の課題としたい。

(27) 『長野県史』近世資料編第五卷(二) 中信地方(一九七四年、長野県史刊行会)

(28) 熊井氏前掲論文

(29) 中井氏前掲論文

- (30) 深谷克己・川鍋定男『江戸時代の諸稼ぎ―地域経済と農家経営―』(一九八八年、農山漁村文化協会、渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』(二〇一六年、勉誠出版))
- (31) 武井弘一「煙草の生産・流通・消費―加賀平野を事例に―」(渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世史』二〇一六年、勉誠出版)
- (32) 前掲『東筑摩郡松本市塩尻市誌』第二巻歴史下
- (33) 長野県立歴史館所蔵大町市清水家文書A五四七二。大町市清水家は松本藩松川組の大庄屋をつとめた家柄であり、なぜ松本城下町問屋の経営帳簿がこの家に伝わったのかは現在のところ明らかではない。清水家にはこの麻岡屋の帳簿のほか、貞享年間の松本城下町問屋茶屋伊右衛門の大福帳も残されており、両者は荷問屋として東海地方との商業を行っていたことからこの帳簿が中馬訴訟に際しての証拠書類として農村の手に渡ったとも考えられるが、現在のところ詳細は不明である。なお、長野県立歴史館『長野県立歴史館収蔵文書目録』六(二〇〇七年、長野県立歴史館)には「萬荷物請取帳 本町花岡九左衛門」とあるが、本稿では原本確認の上「麻岡屋」と表記する。
- (34) 大石氏前掲書
- (35) 大石氏前掲書
- (36) 大石氏前掲書
- (37) 仕入問屋と荷受問屋はその成立の系譜を全く異にするとの指摘が塚田孝氏によってなされているが(「身分制の構造」『岩波講座日本通史』第一二巻近世二、一九九四年、岩波書店)、ここでは二つの異なる取引形態を麻岡屋が矛盾なくとっていたことに留意して、便宜的に両者の並置を行った。
- (38) 「箇」の「駄」への換算にあたっては、宝暦一三年「松本町中馬往来荷品書上」に記載されている但書をもとにした。例えば「一多葉粉：但 老箇付拾式参費目、式箇付老駄」などと記載がある(長野県『長野県史』近世史料編第五巻(三) 中信地方、一九七四年、長野県史刊行会)。
- (39) 中井氏前掲論文
- (40) 信州大学教育学部歴史研究会編『信州史事典』一松本藩編(一九八二年、名著出版)

(41) 大石氏前掲書

(42) 吉田伸之『成熟する江戸』(二〇〇二年、講談社)

(43) このような松本地域の農民荷主と松本城下町問屋との商慣行については、貞享三年の松本城下町問屋茶屋伊右衛門の大福帳を検討した中井信彦氏によってもその存在が指摘されている(中井氏前掲論文)。この茶屋伊右衛門の場合は仕入値と同じ値段で農民荷主に対して茶を販売しており、茶屋には全く利益の無い形での農民荷主へのサービスであった。このような城下町問屋と農民荷主の一見無駄とも思われる商慣行については、当時の商業慣行や生業の在り方の実態を率直に示すものとして、その内容・機能について今後さらに考察される必要がある。

(44) 長野県『長野県史』民俗編第五卷総説二(一九九一年、長野県史刊行会)。とくに信州においてブリが年取魚として固定化していったのは宝暦年間であった事実が明らかとされており、それ以前は雑多な海産物がハレの日の食物として流通していたものとされている(胡桃沢勸司編著『牛方・ボッカと海産物移入』二〇〇八年、岩田書院)。

(45) 松本市『松本市史』第二巻歴史編二近世(一九九五年、松本市)

(46) 長野県『長野県史』通史編第五卷近世二(一九八八年、長野県史刊行会)

(47) 『松本市中記』の成立年代は不明であるが、この諸職人改の成立について前掲『東筑摩郡松本市塩尻市誌』は元禄一〇年と比定しており本稿もそれに倣った。なお前掲『長野県史』通史編第五卷近世二においても元禄期から享保期の実情を示すものとしての比定を行っており、いずれにしてもおおむね元禄期ころの状況を示すものとみてよいであろう。

(48) 前掲『長野県史』通史編第五卷近世二

【付記】 本論文は、國學院大學へ提出した卒業論文をもとに再構成したものである。コロナ禍の中、また校務のご多忙の中で根岸茂夫先生には多くのご指導を賜りました。末筆ながら記して感謝申し上げます次第です。